

「令和6年度 開示検査事例集」の公表について

篠原美奈 証券取引等監視委員会事務局開示検査課課長補佐
 岩元美映 証券取引等監視委員会事務局開示検査課係長

目次

- I はじめに
- II 開示検査
 - 1 開示規制違反の早期発見：有用な情報の収集・分析の充実
 - 2 効果的・効率的な検査・調査の実施：機動力の強化・多面的な監視
 - 3 開示規制違反の再発防止・未然防止：経営陣との積極的な対話・積極的な広報活動
- III 令和6年度における開示検査の実績とその内容
 - 1 令和6年度における開示検査の実績
 - 2 課徴金納付命令勧告事案の特色
 - 3 開示規制違反の背景・原因
- IV 令和6年度における課徴金納付命令勧告事例
 - 1 事例1：大量保有報告書および変更報告書の不提出ならびに変更報告書の虚偽記載等
 - 2 事例2：偶発債務（債務保証）および関連当事者取引に係る注記の不記載等
 - 3 事例3：投資有価証券評価損の不計上および暗号資産の過大計上等
 - 4 事例4：売上げの過大計上等
- V 最後に

I はじめに

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という）は、令和7年6月30日に「令和6年度 開示検査事例集」を公表した¹⁾。

開示検査事例集は、市場関係者の皆様に適正な情報開示に向けた取組を積極的に行っていただけのように、毎年、証券監視委による開示検査の最近の取組や、開示検査によって新たに判明した開示規制違反の内容、その背景・原因およ

び是正策等の概要を中心に紹介しており、今回の事例集より、対象期間を事務年度（7月から翌年6月まで）から年度（4月から翌年3月まで）に変更している。

今般公表した開示検査事例集では、令和6年度（令和6年4月から令和7年3月まで）に実施した開示検査の概要や、開示検査によって開示規制違反が認められ課徴金納付命令勧告を行った事例のほか、証券監視委から不正会計の疑義を指摘された上場会社が指摘を踏まえて設置した調査委員会の調査を経て開示書類の自主訂正を行った事例等、さまざまな事例を積極的に紹介している。

さらに、同事例集中の監視委コラムにおいては、開示実務の参考となるよう、最近の大量保有報告制度をめぐる動きや財務諸表の注記の必要性等、特徴的な勧告事例に関連した内容や、開示検査を通じてクローズアップされた開示制度の概要、不適正な会計処理の背景・原因となった内部統制・ガバナンス上の問題等を解説している。なかでも、大量保有報告制度をめぐる動きとして、令和7年6月20日に証券監視委が内閣総理大臣および金融庁長官に対して行った市場監視機能強化に向けた建議²⁾において、大量保有報告制度違反に関し、現行の課徴金額の水準が抑止効果としては不十分とみられるものがあるといった状況をかんがみ、実効的な抑止力を発揮するための課徴金水準の引上げ等の措置を盛り込んだことや、金融庁が同月30日に公表した「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム2025」にお

1) 証券監視委「開示検査事例集」(<https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/kaiji/20250630.html>)。

2) 証券監視委「金融庁長官等への建議」(<https://www.fsa.go.jp/sesc/actions/kengi.html>)。

いて、今後の方向性として「違反行為への抑止力を高める観点から、当局の対応を強化するとともに、大量保有報告制度違反の課徴金額の水準引上げを検討する」とされたことを記載している。

本稿では、今般公表した開示検査事例集から、令和6年度における課徴金納付命令勧告事例を中心に紹介する。なお、各事例に記載の役職名は、勧告時点のものである。

なお、本稿中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをあらかじめお断りする。

II 開示検査

金融商品取引法（以下「金商法」という）における開示制度は、有価証券の発行・流通市場において、投資者が適切に投資判断を行うために、上場会社等が有価証券報告書等の開示書類を提供することによって、投資者保護を図ろうとする制度である。

このため、有価証券報告書の虚偽記載等をはじめ、上場会社による開示規制違反が発生した場合には、投資者に不測の損害をもたらすだけでなく、その上場会社自身の信用を失い、わが国資本市場の信頼を大きく失墜させることにつながりかねない。

こうした開示規制違反について、証券監視委は、金商法の規定に基づく開示検査を実施し、有価証券報告書等の開示書類における重要な虚偽記載等の開示規制違反が判明した場合、当該開示書類を提出した上場会社等に対する課徴金納付命令勧告を内閣総理大臣および金融庁長官に対して行っている。

こうした対応を含め、証券監視委は、開示規制違反の早期発見・早期是正や再発防止・未然防止を確実に推し進めるため、以下の取組を実施している。

1 開示規制違反の早期発見：有用な情報の収集・分析の充実

開示規制違反のリスクに着目した情報収集・分析を行っている。具体的には、

- ・ 不正発生リスクなどに着目し、上場会社

について継続的に情報収集・分析を行っている。

- ・ 各種財務データ等に基づく分析だけではなく、市場・上場会社を取り巻く環境変化や制度見直しの進展等を踏まえつつ、ビジネスの実態に即した深度ある情報の調査・分析を行っている。

2 効果的・効率的な検査・調査の実施：機動力の強化・多面的な監視

開示規制違反の早期是正を図るため、効果的かつ機動的に開示検査を実施している。開示検査の結果、開示書類に重要な事項についての虚偽記載等の開示規制違反が認められた場合には、課徴金納付命令勧告を行う。

開示書類の訂正報告書等を自発的に提出した上場会社について、訂正内容、その会社の内部統制の機能状況等を把握する必要が認められる場合には、開示検査を行う。

また、効果的かつ多面的な開示検査を実施する観点から、

- ・ 検査対象会社のガバナンスの機能状況の把握
- ・ 大量保有報告制度違反に関する事案の積極的な検査
- ・ 特定関与行為に関する事案の積極的な調査を実施している。

3 開示規制違反の再発防止・未然防止：経営陣との積極的な対話・積極的な広報活動

- ・ 開示規制違反が認められた上場会社の経営陣と開示規制違反の背景・原因等について議論し、問題意識を共有することで、会社の自主的な有価証券報告書等の訂正や、適正な情報開示に向けた体制構築・整備を促し、再発防止を図っている。
- ・ 開示規制違反の未然防止に向けた取組の一環として、証券監視委ウェブサイト「市場へのメッセージ」において、課徴金納付命令勧告を行った事案の内容をわかりやすく説明している。また、開示検査事例集では、課徴金納付命令勧告に至らなかった開示規制違反事例等についても、その内容を

(図表1) 令和6年度における課徴金納付命令勧告事案の一覧

事案数	勧告日	事案概要	課徴金額 ※()は課徴金 勧告の件数
1	令和6年4月19日	アルデプロにおける四半期報告書の虚偽記載等に係る課徴金納付命令勧告	(1)2,100万円
2	令和6年6月25日	THE WHY HOW DO COMPANYにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令および訂正報告書等の提出命令勧告	(2)4,482万円
3	令和6年6月28日	三ツ星株式に係る大量保有報告等の不提出および変更報告書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告	(3)32万円 (4)40万円 (5)26万円
4	令和6年9月10日	サカイホールディングス株式に係る大量保有報告書等の不提出および変更報告書の虚偽記載等に係る課徴金納付命令勧告	(6)10万円 (7)10万円
5	令和6年12月3日	ヤマウラにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告	(8)1,800万円
6	令和6年12月10日	きよくとうにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告	(9)1,500万円
7	令和7年1月28日	ガーラにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告	(11)6,495万円
8	令和7年2月21日	ピクセルカンパニーズにおける有価証券報告書等の虚偽記載等に係る課徴金納付命令勧告	(11)6億2,984万円
9	令和7年2月26日	Shinwa Wise Holdingsにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告	(12)2,100万円
10	令和7年3月4日	アクアラインにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告	(13)4,206万円
11	令和7年3月28日	イメージワンにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告	(14)6,507万円

(出所) 証券監視委「令和6年度開示検査事例集」を参照。以下の図表につき同じ。

紹介している。こうした積極的な情報発信による広報・啓蒙活動を通じて、上場会社内での適正な情報開示に向けた議論や監査対象会社と公認会計士または監査法人との対話を促進し、開示規制違反の再発防止・未然防止を図っている。

- ・ 金融庁および公認会計士・監査審査会との連携に加え、金融商品取引所や日本公認会計士協会といった自主規制機関等が一層主体的な役割を果たせるよう、情報・問題意識を適時に共有するなど連携を強化し、市場監視の実効性を高めていく。

Ⅲ 令和6年度における開示検査の実績とその内容

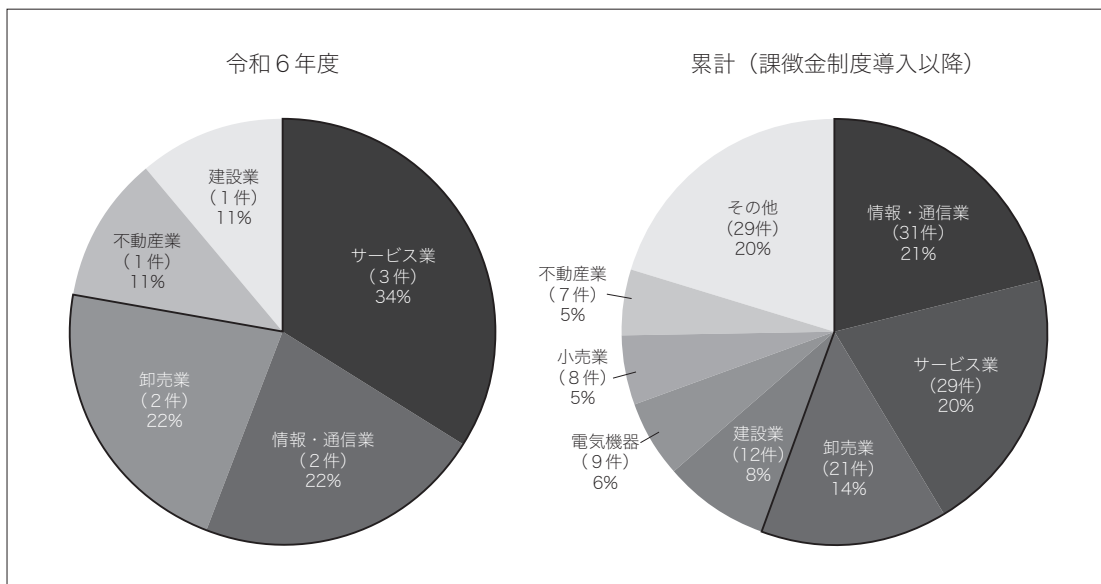
1 令和6年度における開示検査の実績

証券監視委は、令和6年度において、22事案(25件)の開示検査を実施し、13事案(16件)が終了した。開示検査が終了した13事案のうち、開示書類における重要な事項について虚偽記載等が認められた11事案(14件)について課徴金納付命令勧告を行った。うち、1事案については、訂正報告書等の提出命令勧告を併せて行った(図表1参照)。

2 課徴金納付命令勧告事案の特色

令和6年度において、課徴金納付命令勧告の

〔図表 2〕 違反行為者（発行者である会社）の業種別分類



* 1 累計値は、年度単位（平成18年度～令和6年度）で集計。
 * 2 虚偽記載・不記載のあった発行開示書類・継続開示書類に対する課徴金納付命令勧告を集計。

対象となった開示規制違反には、重要な事項について虚偽記載がある有価証券報告書等が提出された事案のほか、共同保有者を認定した大量保有報告制度違反といった非定型な事案もみられた。また、重要な虚偽記載がある等の有価証券報告書等が提出された事案においては、財務諸表の注記の不記載や投資有価証券（償還時に暗号資産への転換が可能な社債）評価損の不計上、暗号資産の過大計上等がみられた。

また、令和6年度において、課徴金納付命令勧告の対象となった違反行為者（発行者である会社）を業種別分類でみると、サービス業（34%）が最も多くなっている。過去（課徴金制度導入以降）からの累計でみると、情報・通信業（21%）が最も多く、次いでサービス業（20%）、卸売業（14%）と続いている（図表2参照）。

さらに、令和6年度の課徴金納付命令勧告事案における主な不適正な会計処理の内容をみると、売上げの過大計上／売上げの前倒し計上（以下「売上げの過大計上等」という）、資産の過大計上に関する不適正な会計処理がそれぞれ4件（22%）と最も多く、次に、損失の不計上／先送り、財務諸表の注記の不記載がそれぞれ3件（17%）と続いている。過去（過去6年度）か

らの累計でも、売上げの過大計上等、資産の過大計上および損失の不計上／先送りに関する不適正な会計処理の割合が多く、半数以上（59%）を占めている（図表3参照）。

3 開示規制違反の背景・原因

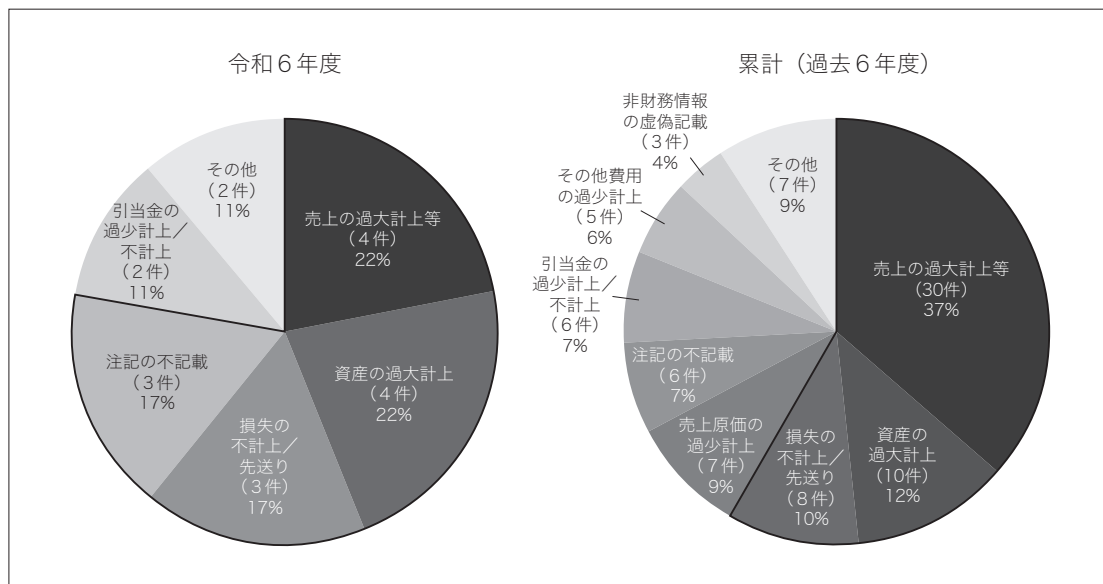
令和6年度において課徴金納付命令勧告を行った事案では、開示規制違反が行われた背景・原因として、以下のとおり共通した項目が認められた。特に、「ガバナンス・内部統制に関する不備」については、対象となるすべての勧告事案において開示規制違反の背景・原因として認められている。

開示規制違反の背景・原因として共通した主な項目

- ① ガバナンス・内部統制に関する不備
- ② コンプライアンス意識の欠如
- ③ 会計リテラシーの不足

ここでは、共通して認められた開示規制違反の背景・原因の具体例を項目ごとに紹介する。

(図表3) 主な不適正な会計処理等の内容



(1) ガバナンス・内部統制に関する不備 (①)

ア ガバナンスの不備

- ・ 資金調達や新規事業の立上げを元代表取締役役に依存していた上、当社グループの取締役は、元代表取締役役に逆らわない人物がほとんどであったことなどから、取締役会による元代表取締役役への監督は機能していなかった。
- ・ 過去、幾度となく外部機関よりガバナンス体制の不備について指摘を受けていたにもかかわらず、その場しのぎで再発防止策を検討しただけであり、本質的にガバナンス体制を見直してこなかったために、改善されることはなかった。

イ 内部統制の不備

- ・ 当社および当社の連結子会社の出納業務や経理業務について、1人の社員に権限が集中していたことに加え、特に連結子会社の経理業務は、1人が担当していた。また、当社および当社の連結子会社の経理部門に対する内部監査は実施していたが、出納業務・貸付金管理業務の内部監査は未実施となっており、牽制・チェック機能が欠如していた。

(2) コンプライアンス意識の欠如 (②)

- ・ 当社の代表取締役は、当社が過去に行政

庁から行政処分を受けたこと等により、業績が悪化していたことから、利益の増加、経費の節減および資金調達を円滑に行うことにこだわり、法令を遵守し、適切な財務報告を行うという意識が欠如していた。

- ・ 当社は、コンプライアンス意識の低さから管理部門が組織的に業務を実施できず、内部統制が機能していない状況を改善しなかった。

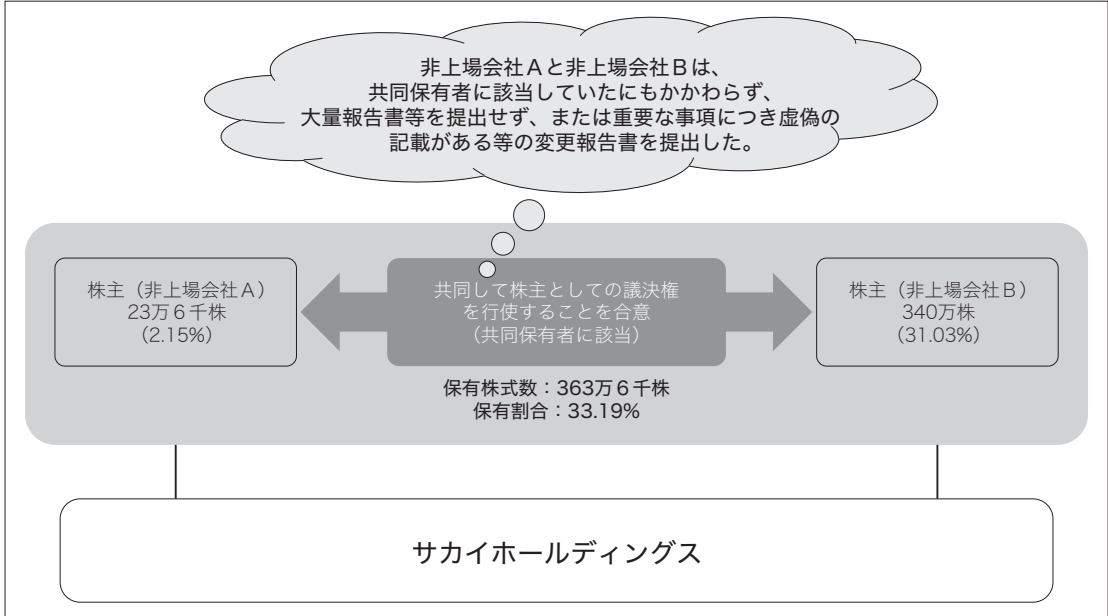
(3) 会計リテラシーの不足 (③)

- ・ 当社は、準拠する会計基準等をゲーム開発費等の計上に適用するための実務的な社内ルール等を策定するなど、会計処理を適正に実施し得る施策を整備すべきであったのに、適切な措置を取っていなかった。また、当社の経理部門体制における国際財務報告基準(IFRS)を含む会計知識も十分ではなかった。

Ⅳ 令和6年度における課徴金納付命令勧告事例

令和6年度における課徴金納付命令勧告事例のうち、4件の事例を紹介する(各事例における課徴金納付命令勧告の対象者について、事例2から事例4まででは「当社」としている)。

(図表4) 不正行為の概要図 (イメージ図)



1 事例1：大量保有報告書および変更報告書の不提出ならびに変更報告書の虚偽記載等

対象者：非上場会社 A および非上場会社 B

(1) 概要

サカイホールディングスの株主である非上場会社 A と非上場会社 B は、同ホールディングスの株主総会において株主提案（取締役の選任）を行うことおよびその賛成について、共同して株主としての議決権を行使することを合意していた（共同保有者に該当）。

A と B は、共同保有者に該当していたにもかかわらず、大量保有報告書もしくは変更報告書を提出せず、または重要な事項につき虚偽の記載があり、記載すべき重要な事項の記載が欠けている変更報告書を提出した（図表4参照）。

なお、事例1は、大量保有報告制度違反について、共同して議決権を行使することを合意している場合に該当していたとして、それぞれが共同保有者であると認定し、課徴金納付命令勧告を行った初めての事案となる。

2 事例2：偶発債務（債務保証）および関連当事者取引に係る注記の不記載等

対象者：ピクセルカンパニーズ（卸売業（シス

テムイノベーション事業等）

(1) 概要

当社は、連結財務諸表に「関連当事者との取引」や「偶発債務（債務保証）」に関する注記を行わなかったことにより、記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書および有価証券届出書を提出した。

また、当社は、当社の連結子会社が行った不適正な会計処理により、過大な当期純利益を計上した連結財務諸表等を作成し、これらの連結財務諸表等を記載した有価証券報告書および有価証券届出書を提出した。

これらの開示書類は、それぞれ、重要な事項につき虚偽の記載があり、または記載すべき重要な事項の記載が欠けている開示書類に該当する。

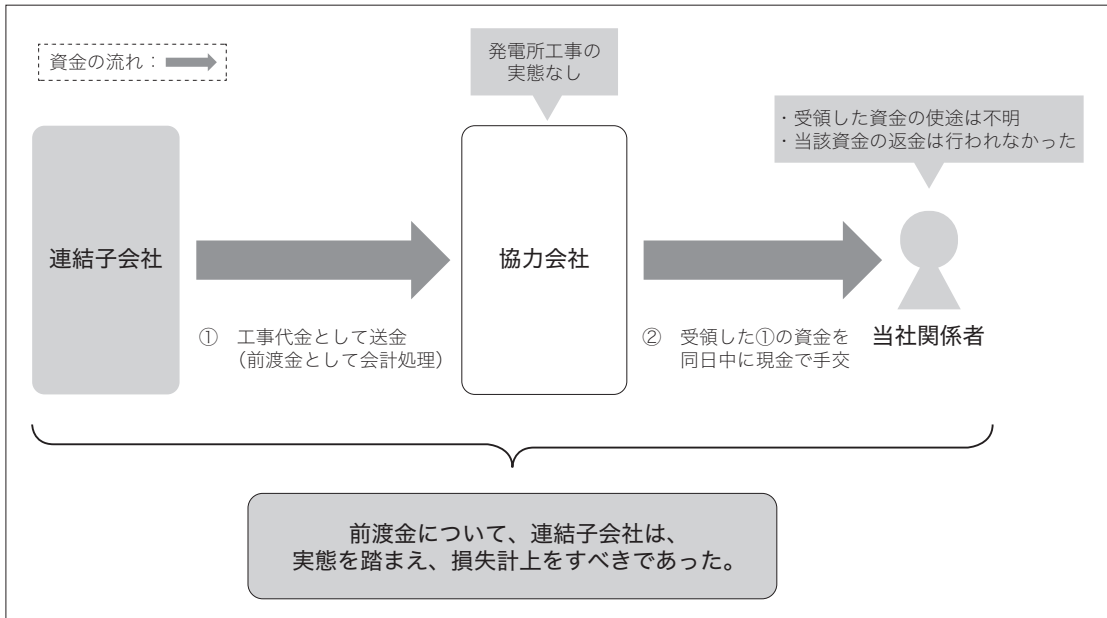
(2) 不適正な会計処理等の概要

当社および当社の連結子会社が行った主な不適正な会計処理等は、以下のとおりである。

ア 当社の連結子会社における実態のない前渡金の計上による損失の不計上

再生可能エネルギー事業を行っている連結子会社は、太陽光発電所の工事代金の名目で、協力会社へ送金を行い、これを「前渡金」として計上した。

(図表5) 主な不正行為の概要図(イメージ図)



しかしながら、実際は、協力会社における発電所工事の実態はなく、当該協力会社は受領した資金を同日中に現金で、当社関係者に手交していた。また、当該関係者が受領した資金の使途は不明であり、その後の返金も行われなかった。

結果、前渡金について、連結子会社は、損失計上をすべきだった(図表5参照)。

イ 関連当事者取引の注記への不記載

財務諸表および連結財務諸表提出会社の役員、当該役員が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等といった「関連当事者」との取引を行っている場合には、その重要なもの(以下「重要な取引」という)について、財務諸表および連結財務諸表に注記しなければならない。

しかしながら、リゾート用地の開発事業を行っている連結子会社は、用地取得代金の名目で協力会社に送金をしたが、その資金は、協力会社から当社役員を経て当社役員の借入先に送金、または協力会社から当社役員名義で当社役員の借入先に送金されて、いずれも当社役員個人の借入金の返済に充当されていたことから、実質上、当社役員への貸付金であった。

結果として、当社は、連結子会社が「関連当

事者」に該当する「当社の役員」と重要な取引を行っていたにもかかわらず、連結財務諸表に注記を行わなかった(図表6参照)。

ウ 偶発債務(債務保証)の注記への不記載

連結会社(連結財務諸表提出会社および連結子会社)に係る「偶発債務(債務保証)」がある場合には、連結財務諸表に注記しなければならないが、当社は、当社役員個人の借入れの連帯保証人となり、「偶発債務(債務保証)」があったにもかかわらず、その旨を連結財務諸表に注記を行わなかった(図表7参照)。

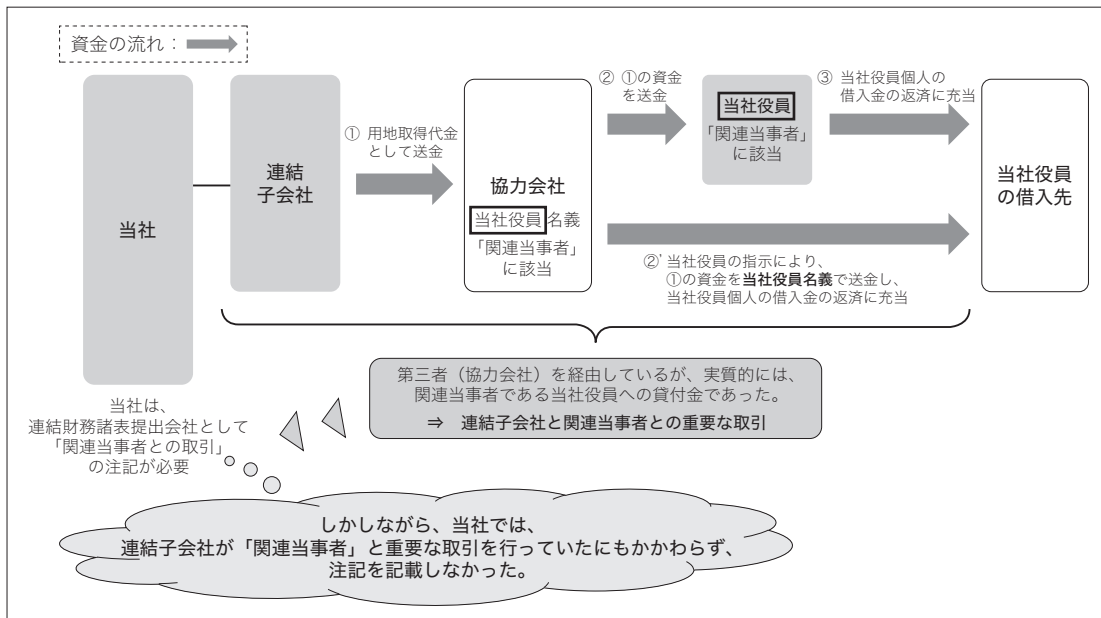
(3) 背景・原因

当社および当社の連結子会社において、不適正な会計処理等が行われた背景・原因としては、主に以下の点が考えられる。

ア 前代表取締役の自覚とコンプライアンス意識が欠如していたこと

前代表取締役は、自己の借入金の返済を当社グループの資金で行うために、連結子会社から資金を支出させており、当社グループの財産に損害を与えただけでなく、事業投資を装った会計処理を行わせていたことから、株主から経営を付託された代表取締役としての自覚も、一般投資家に対して適切な財務報告を行うという上場会社の代表としての自覚も欠如していた。

(図表6) 主な不正行為の概要図(イメージ図)



また、自己の利益のために、率先して不正やその隠蔽を行っており、コンプライアンス意識が欠如していた。

イ ガバナンス体制が脆弱であったこと

前代表取締役は、ワンマン経営であり、取締役会や監査役による監督は機能していなかった。

また、当社は、平成29年12月に証券監視委による課徴金納付命令勧告を受けたことをはじめ、その後も本件とは別件につき社外調査委員会による調査を受けるなどし、その都度再発防止策を挙げていたが、いずれもその場しのぎのものであって、本質的なガバナンス体制の改善がされることはなかった。

(4) 是正に向けた当社の対応

是正に向けた当社の対応としては、①コンプライアンス研修や倫理研修を実施する等のコンプライアンス意識の醸成、②外部から人員を採用する等の役員体制の見直しが行われた。

なお、事例2は、偶発債務の注記の不記載を

課徴金納付命令勧告の対象とした初めての事例となる。また、開示規制違反により過去5年以内に課徴金納付命令を受けた者が、再度違反したことにより、通常の課徴金額の1.5倍に相当する額の課徴金納付命令勧告を受けた初めての事案となる。

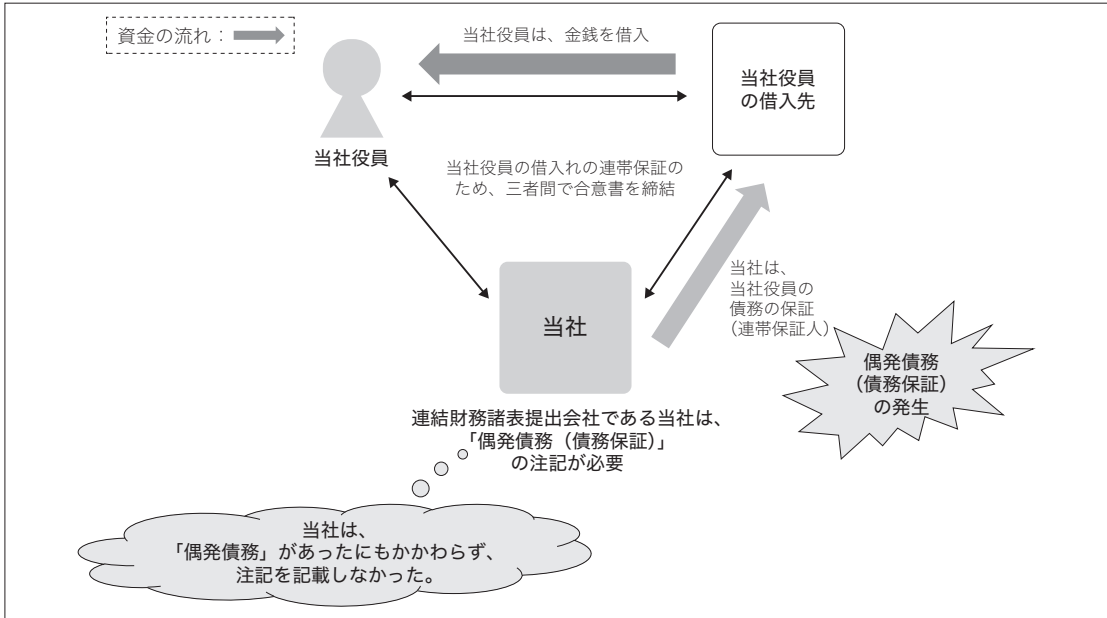
大量保有報告制度違反の事例1および注記の不記載の事例2のように、近年、財務情報における虚偽記載だけでなく、大量保有報告制度違反や非財務情報における虚偽記載等、さまざまな開示規制違反事案が発覚している。このほか、令和5年度においては、特定関与行為³⁾に係る課徴金納付命令勧告を行っている。

証券監視委は、令和5年1月に公表した中期活動方針(第11期:2023年~2025年)において、市場を取り巻く大きな環境変化の中で、市場の公正性・透明性の確保および投資者保護の実現等に向けた具体的な施策として、「非定型・新類型の事案等に対する対応力強化」⁴⁾を掲げており、過去に勧告を行った類型にも引き続き対

3) 令和5年度における特定関与行為に係る勧告事例では、違反行為者は、開示書類提出者が外国法人を子会社化するに当たり、同法人株式の引受価額の前提となる株式価値を過大に算定することで、開示書類提出者が重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出することを容易にすべき行為(特定関与行為)を行った。

4) 証券取引等監視委員会 中期活動方針(第11期:2023年~2025年)のII. 効果的・効率的な調査・検査(8)非定型・新類型の事案等に対する対応力強化。

(図表7) 主な不正行為の概要図 (イメージ図)



応しつつ、非定型・新類型の事案等についても、積極的に対応していく。

3 事例3：投資有価証券評価損の不計上および暗号資産の過大計上等

対象者：アクアライン（サービス業（水まわりサービス支援事業））

(1) 概要

当社は、投資有価証券評価損の不計上等の不適正な会計処理を行ったことにより、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書、四半期報告書および有価証券届出書を提出した。

(2) 不適正な会計処理の概要

当社が行った主な不適正な会計処理は、以下のとおりである。

ア 投資有価証券評価損の不計上

保有している社債については、満期まで保有することを目的としていたとしても価格変動リスクがある場合、「その他有価証券」として、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を評価損として計上することとされている。

しかしながら、当社は、償還時に暗号資産に転換される可能性がある社債を2回にわたり取得し、当該社債に価格変動リスクがあるにもかかわらず、いずれも取得原価をもって貸借対照

表価額としていた。

この結果、当社は、当該社債の帳簿価額と時価との差額を投資有価証券評価損として計上していなかった（図表8参照）。

イ 偶発損失引当金の不計上

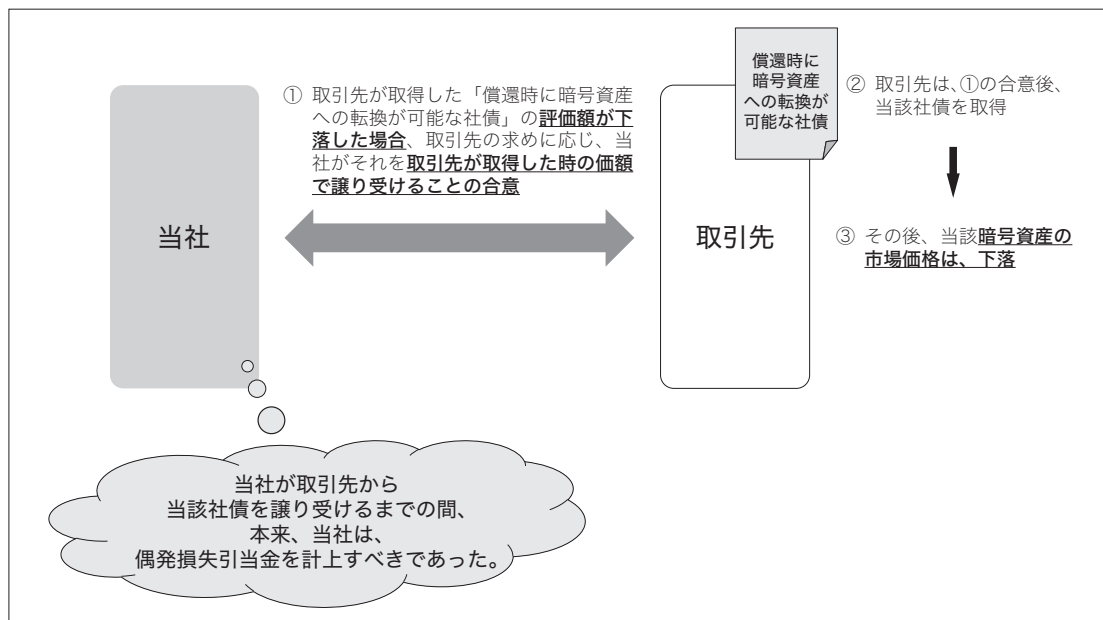
（偶発損失）引当金については、将来の特定の損失であること、発生の可能性が高いことおよびその金額を合理的に見積もることができること等の要件を満たした場合、計上することとされている。

当社は、取引先に対し、償還時に暗号資産に転換される可能性のある社債の引受けを依頼し、その際、当該暗号資産の市場価格の下落により、当該社債に評価損が発生した場合、取引先の求めに応じて、取引先が当該社債を引き受けた時の価額で譲り受けることを合意していた。その後、当該社債に評価損が発生する可能性が高くなるなど、引当金の計上の要件を満たしたため、当社は、偶発損失引当金を計上すべきであったにもかかわらず、偶発損失引当金を計上していなかった（図表9参照）。

ウ 暗号資産の過大計上

当社は、その保有する活発な市場が存在しない暗号資産について、期末の市場価格により評価すべきところ、価格や取引量が大きく変動す

(図表9) 主な不正行為の概要図 (イメージ図)



ス体制・経営トップに対する牽制の強化、③契約締結に係る業務の見直しといった再発防止策を実施することとしている。

4 事例4：売上げの過大計上等

対象者：Shinwa Wise Holdings（サービス業（アート関連事業等））

(1) 概要

当社は、当社および当社の連結子会社が行った不適正な会計処理により、過大な当期純利益等を計上した連結財務諸表等を作成し、これらの連結財務諸表等を記載した有価証券報告書および四半期報告書を提出した。

(2) 不適正な会計処理等の概要

当社および当社の連結子会社が行った主な不適正な会計処理は、以下のとおりである。

当社の連結子会社は、顧客との間で、販売代金以上で買戻しすることを約束して絵画等を販売し、売上げを計上した。

しかしながら、顧客との間で当該買戻しが約束されている場合には、金融取引として処理するとされていることから、販売代金を借入金とし、販売代金と買戻代金との差額を支払利息として計上すべきだった。

この結果、当社の連結子会社は、売上げを過

大に計上した（図表10参照）。

(3) 背景・原因

当社および当社の連結子会社において、不適正な会計処理が行われてきた背景・原因としては、主に以下の点が考えられる。

ア ガバナンスの不備

一部の取締役が不正に主体的に関与したことや、取締役のガバナンス意識の欠如、監査役および監査役会の軽視が認められた。

また、内部統制に多くの不備があったが、取締役および取締役会は具体的な対策を講じておらず、取締役会のガバナンス機能が十分に機能していなかった。

常勤監査役が不在であり適切な監査体制が構築されていなかった。

取締役および監査役に会計の知識が不足していた。

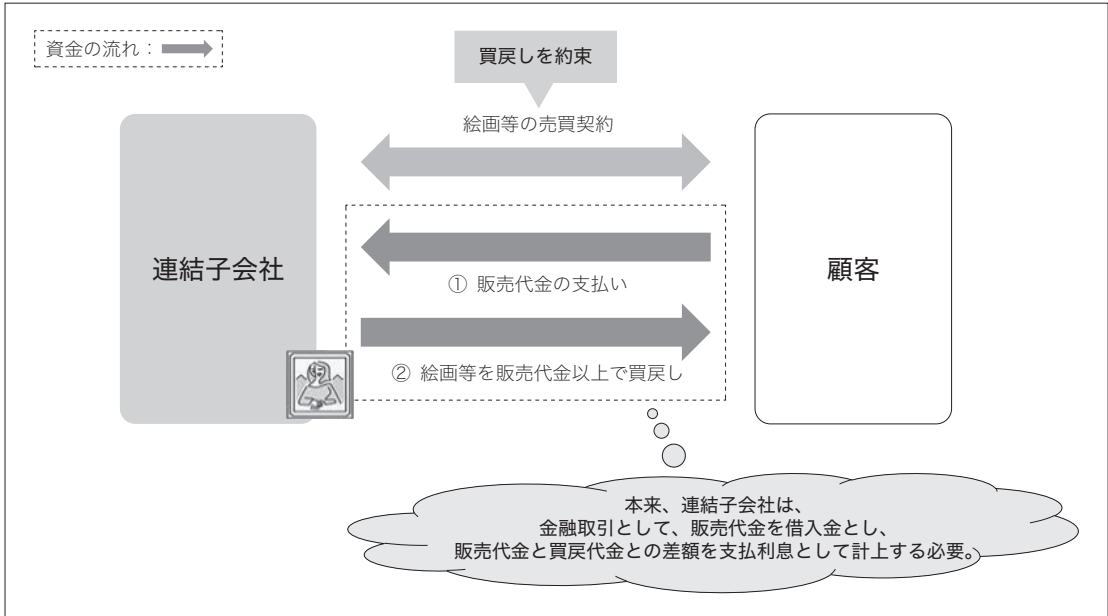
イ 内部統制の不備

専任の内部監査担当者が不在であり、内部監査が実施されていなかった。

当社の連結子会社の絵画等の販売取引に関する売買契約書は、契約書作成フローに準拠することなく作成可能であり、他の役職員による確認、牽制機能が十分な体制ではなかった。

また、契約書や受領書の保管に関するルール

〔図表10〕 主な不正行為の概要図（イメージ図）



が定まっておらず、契約書や受領書の保管状況に関する内部監査がなされていなかった。

(4) 是正に向けた当社の対応

当社は、主に①ガバナンス体制の整備や役員への研修・教育の実施、②内部監査体制の強化や業務フロー改善策の実施といった再発防止策を実施することとしている。

V 最後に

開示検査事例集を通じて、上場会社、公認会計士・監査法人、投資者等の皆様に、開示規制

違反の手法、背景・原因等や証券監視委の取組についてご理解いただいた上で、上場会社と公認会計士・監査法人とのコミュニケーションや投資者等の皆様と上場会社との対話がますます活発に行われることを期待している。

そして、活発なコミュニケーションや対話が行われることにより、情報開示が適正に行われ、開示規制違反の未然防止・再発防止につながるものと確信している。

(しのはら・みな
いわもと・よしえ)